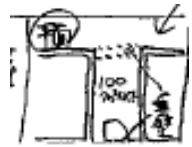


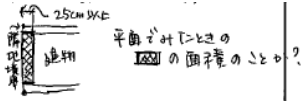
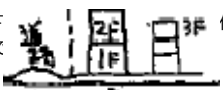
■ 建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集（Q & A改定 7 版）講習会における質問と回答（第1弾分）

番号	Q & A 頁	Q & A 番号	質問	回答
1	0	全般	令和2年4月の法改正による条ずれ等は、未対応とのことですが、正誤表等での対応の予定はありますか。	令和2年 3 月時点の作成のため、現行条文と読み替えをお願いいたします。
2	0	全般	第7版はいつから運用開始となりますか。	11月18日の講習会以降の運用開始でお考え下さい。
3	12	1－6	「間仕切等」とあるが、「等」とは他に何を指しているのか。垂壁でもよいのか。	明確に区画できるものとして、間仕切り壁のほか、建具が該当します。垂壁でも明確に区画されていると判断できれば可能と考えますが、個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
4	13	1－9	・主要構造部の範囲は（間柱・胴縁や仕上げは含むのか）またここていう、小規模とは。	主要構造部の範囲は貴見のとおりです。また小規模については、個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
5	15	1－18	屋上が自動車駐車場に利用された場合でもこの取扱い通りですか。	取扱い通りですが、その場合は小屋組が支えるスラブは床の耐火性能を求められます。
6	18	1－29	作り替えを行わない、いわゆる「カバー工法」の場合は、模様替えに当たらないと考えて良いか。	個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
7	20	1－39	建物本体に附属される組積造、補強CB造の塀は確認の特例が適用される4号建築物として取扱ってよいか。	個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
8	25	2－13	幅については規定があるが、高さについても規定が必要では（P38 2-66も同様）	一般的な襖、障子等の高さ（H＝1900～2100程度）のものを想定しております。それ以外の場合は個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
9	26	2－24	兼用住宅でも可能か。またたし書きの意味が不明確であるが、堅穴区画が適用される場合は、扉があっても当然支障ないという意味か。	兼用住宅については、個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。また、たし書きについて、堅穴区画が適用される場合は、図のような途中に扉を設けたものは直通階段と見なさないという意味です。

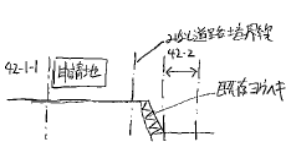
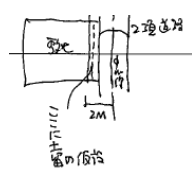
■ 建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集（Q & A 改定 7 版）講習会における質問と回答（第1弾分）

番号	Q & A 頁	Q & A 番号	質問	回答
10	30	2-35	1階（避難階）から上階までの住戸の平面プランが同じ場合、P30 2-35では避難階は除くとなっていないので、避難階の住戸等の出口も階段への出入口と扱ってよいのか。また用途も事務所などでも同様に扱えるのか。	個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
11	31	2-38	非常用 E V の乗降ロビーの奥行 W は、昇降機設備指針等で 2、5m 以上必要ではなかったでしょうか。	真見のとおりです。
12	33	2-45	風除室が避難経路になっている場合において、容易に手動開放とは手で開けられる（停電時）の場合はダメとする特定行政庁の指導はどう判断されるのか。 	避難経路である風除室に告示 1436 号 4 号二 (2) を適用することができる場合の条件を示したものであり、室の自然排煙の排煙口を自動ドアとする場合の取扱いとは異なるため、個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
13	34	2-47	廊下について避難経路については、設けるべきであるとは、設けなくてもいいということか。	原則、安全に避難を行うためには、排煙設備を設けることが必要と考えます。なお取扱いが異なるところもあるため、個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
14	34	2-47	100m 以下の廊下であっても、告示 1436 号 四号二 (2) の適用は不可という解釈か。	原則、安全に避難を行うためには、排煙設備を設けることが必要と考えます。なお取扱いが異なるところもあるため、個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
15	34	2-49	開口部の脇には、壁部分が必要では。（垂壁のみの区画 OK に読める） 	真見のとおりです。 A でも「室として防煙間仕切壁で…区画する必要がある…」と記載しています。

■ 建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集（Q & A改定7版）講習会における質問と回答（第1弾分）

番号	Q & A 頁	Q & A 番号	質問	回答
16	34	2-50	Aの内容に「25cm以上で、かつ1階の排煙の有効開口面積の合計以上」とあるが、※の考え方は平面で見た時のハッチングの面積のことか。 	「1階分」とは当該建築物のうち、排煙の有効開口面積の合計が最も大きな階を指し、その合計面積以上にハッチング部分の面積が必要となります。
17	34	2-50	自然排煙口の取扱いですが、令116条の2・1項2号（排煙無窓）も同様の取扱いが必要ですか。	貴見のとおりです。なお個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
18	34	2-50	水平距離の部分に面積とあるのはなぜか。	断面的に表現しているため水平距離を指すように見えてしまっているものであり、A本文に記載のとおり合計面積の確保が必要となります。 （質問番号21の回答を参照）
19	36	2-57	道から直接確認出来るとは、進入口から道が見えればよいということか。（横浜市の取扱いの適用） 	個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
20	37	2-58	道路の外壁面がいつも平行とは限らないので、面する定義が必要では。	一般的な事例を示していますが、それ以外の場合は個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
21	37	2-58	Iの図において、2階以下置より高い場合は、不適で 	非常用の進入口又は代替進入口は、災害時に消防隊が消防活動を行うため外壁の開口部に設けるものである。そのため、進入口から当該階のあらゆる部分に容易に到達できるようにすることが求められています。 Iの図においてご質問のような場合、「2階以下の建築物」に遮られていない部分に進入口を設置することが可能であるため、不適合にはならないが、当該規定の主旨を鑑み、防災設計上の配慮を講じることが望ましいです。

■ 建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集（Q & A改定7版）講習会における質問と回答（第1弾分）

番号	Q & A 頁	Q & A 番号	質問	回答
22	37	2-59	2階の床が突出しているもの及びビロティ等において、面積に算入されない開放廊下の場合も各特定行政庁の判断になるのか。	貴見のとおりです。
23	38	2-66	令111条による無窓居室の主要構造部となる壁は、天井裏や小屋裏に達せしめる必要がありますか。また天井を不燃で作った場合、天井を床と扱い壁を天井までとする事で支障はないですか。	原則、天井裏や小屋裏に達せしめる必要があります。
24	39	2-69	4の図にて、高さはレールの天端までを示しているのか。	貴見のとおりです。なお、いす式昇降機の保管位置では有効幅員で階段幅や廊下幅が必要になるため、ご注意ください。
25	41	2-76	エキスパンションジョイント設置位置が竪穴区画（例えば非常用E/V乗降ロビー）内となる場合であっても設置可能か。	計画段階でエキスパンションジョイントの箇所は変更出できると考えますので、竪穴区画内から外すようにしてください。また、やむを得ず竪穴区画内に設ける場合は個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
26	42	2-80	令112条14項（最新条項）について、階段室の部分等（令112条1項二号）が隣接する場合の「用途上区画することができない」とはどういったケースを言うのか。	個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
27	46	2-90	児童福祉施設等について通所施設や保育所は就寝室がなければ防火上主要な間仕切り壁は不要か。	児童福祉施設等のうち、就寝を伴わない施設は高齢者や障害者など自立避難や速やかな避難が困難な者が利用する施設であり、火災時に人が安全に避難できること等を目的として設置する防火上主要な間仕切り壁は、就寝室の有無に関わらず設置することが望ましいと考えます。なお、個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
28	48	3-3	2項道路に面して既存擁壁の撤去は必要か。 	原則必要である。
29	48	3-3	2項道路で後退した部分の地下部分に仮設の土留め擁壁などが存在しても問題ありませんか。 	車や人などの通行に支障がなく地面に埋まっている場合は、法第44条は適用されないと考えますが、個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。

■ 建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集（Q & A 改定 7 版）講習会における質問と回答（第1弾分）

番号	Q & A 頁	Q & A 番号	質問	回答
30	54	3-26	図のように特定道路（A）に接続する 6 m 以上の道路（B）に 4 m 以上面する計画地の容積率はどのように算定すればよい？ W が計画地に接している長さにより異なるのであれば、それぞれの条件による取扱いを教えてください。 	個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
31	73	4-11	フロアタイプは別途昇降機の確認申請にて審査を行うことで構わないか。 テールタイプの場合は、建築確認の中で審査を行うということか。	貴見のとおりです。
32	79	4-26 〈補足〉（注 1）	上下から利用との記載があるが、上からのみ、下からのみでも同じ扱いでよろしいか。	貴見のとおりです。
33	83	4-38	（1）と（4）は、集団規定の適用事例と異なるが、当該QAを優先で良いか。	（1）については、集団規定の適用事例の図は、当質疑応答集のただし書きの「地面に近接している場合」に該当します。 （4）については、集団規定の適用事例の図は、当質疑応答集の「上記以外」に該当します。
34	96	6-14	北側斜線天空率において、北側に道路がある場合の取扱いも必要では。	法第56条第7項第3号で、隣地境界線から…と法で記載されており、改めて記載は考えておりません。
35	96	6-15	すべての道路の幅員が同じ場合は区域区分不要でよい。	貴見のとおりです。
36	161	別表	6版（2-23）では、線路敷きは（高架の部分は除く）とありましたが、近畿の共通取扱い集では※ 2 で、確認が必要となっています。 大阪府下の案件については、引続き高架の部分は除いて採光は不可と考えて良いですか。あるいは府下の特定行政庁でも高架で採光OKとしているところがあるので、個別照会となるのでしょうか。	P161の表の記載の通りです。
37	201		解説にあがっているアからオについては、面積に関係なく高さに算入されないか。 総合計で1/8以下の必要があるのか。その場合設備機器の面積のとり方の規定はあるのか。	ご質問の内容は、付録として日本建築主事会議の資料を添付したものであり、回答は控えます。 【（参考）日本建築行政会議編集の「建築確認のための基準総則集団規定の適用事例（2017年度版 P99）】

■ 建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集（Q & A 改定 7 版）講習会における質問と回答（第2弾分）

番号	Q & A 頁	Q & A 番号	質問	回答
1	12	1-7	以下の3項目は主要構造部では。 ・直通階段に該当する屋外階段 ・令112条16項（最新条項）における「庇」「袖壁」は ・法35条の3の間仕切り壁は	ご質問の屋外階段、庇、袖壁はすべて防火上重要な部分であるため、主要構造部に該当します。 法35条の3の間仕切りは、P38（2-66）をご参照ください。
2	16	1-24	本体が耐火・準耐火でも、そで壁は防火構造でよいのか。	そで壁が構造上一体であれば、本体の構造によります。 構造上一体でなければ、当該Aのとおりです。
3	24	2-9	⑦の図書室は、生徒が授業で日常的に使わないものであっても教室に該当するのか（P46参照）	貴見のとおりです。
4	33	2-44	100㎡以下の廊下であっても、告示1436号四号二（2）の適用は不可という解釈か。	原則、安全に避難を行うためには、排煙設備を設けることが必要と考えます。なお取扱いが異なるところもあるため、個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。（第1弾回答の2-47と同様の質問）
5	34	2-49	排煙緩和の告示 平12建告1436-4-ニ-（4）について、内装不燃と共に防煙垂壁の設置を求められる場合があるが、理由を教えてください。	告示1436-4-ニ-（4）を適用した当該居室の火災拡大を抑えたと共に他の部分へ煙を伝播させないことを目的としているため、出入口等の上部に防煙垂壁の設置を求めています。 （参考）建築基準法設備関係法令解説書2020年版
6	61	3-45	天空率の適用は出来るのか。また適用できる場合に緩和規定も適用できるのか（後退距離など）	天空率及び緩和の各規定の適用も可能です。
7	78	4-26	（3）において、ただし書きとの「等」とは他に何をさしているのか。 簡易なものの基準はあるのか ただし書きに該当する場合は固定階段でも良いということか	個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。

■ 建築基準法及び同大阪府条例質疑応答集（Q & A 改定 7 版）講習会における質問と回答（第2弾分）

番号	Q & A 頁	Q & A 番号	質問	回答
8	103	条例6条	面するの定義は。 例えば青空駐車場や外構の塀が前面にある場合に面するといえるのか。 桁行とは芯々寸法でよいか。	主要な出入口から直接出入りできる必要があり、通行に支障となる場合は面するといえません。その他の事例については個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。 なお桁行寸法の算定は芯々寸法で構いません。
9	104	条例6条	「等」とは他に何を想定しているのか。 また図では、軒先とバルコニー先が同じ出になっているが、軒先からの有効寸法でもあるのか。	「等」とは建築物に該当するすべてを含みます。建築物の先端と考えられる箇所については、個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。
10	119	条例50条	自動車車庫とは、原動機付自転車（50cc以下）も含まれますか。	用途判断については、個別具体例により事前に建築確認の申請（予定）先の指定確認検査機関または特定行政庁にご確認ください。

※掲載内容と直接の関係がないことから、掲載に至らなかったご質問についても次回以降の改訂の参考とさせていただきます。